

新宿区障害者福祉タクシー事業実施要綱

平成 23 年 3 月 24 日全部改正
(22 新福障経第 2060 号 福祉部長決定)

(目的)

第 1 条 この要綱は、心身障害者（以下「障害者」という。）で寝たきり及び車椅子等を利用しなければ移動行困難な肢体不自由者並びにその障害の程度が重いため、日常生活を営む上で歩行に支障のある者等にタクシー利用料及びリフト付タクシー利用料の助成を行うことにより、日常生活上の利便及び生活圏の拡大を図り、もって障害者の社会活動の促進と福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第 2 条 タクシー利用料の助成を受けることができる者は、次に掲げる要件をすべて備えている者とする。

- (1) 新宿区内に住所を有する者
 - (2) 身体障害者手帳又は愛の手帳の障害の程度が、次の各号のいずれかに該当する者
 - ア 下肢、体幹、内部機能障害又は移動機能障害で 1 級から 3 級の者
 - イ 平衡機能障害で 3 級の者
 - ウ 視覚障害で 1 級及び 2 級の者
 - エ 知的障害で 1 度及び 2 度の者
 - (3) 自動車燃料費の助成を受けていない者
 - (4) 受給資格の取消を受けていない者
- 2 リフト付タクシー利用料助成を受けることができる者は前項第 1 号及び第 2 号（ウ、エを除く）、第 4 号の要件を満たして、外出時の移動手段として常時車いす又はストレッチャーを使用している者とする。

(支給の申請)

第 3 条 障害者がタクシー利用料及びリフト付タクシー利用料の助成を受けようとするときは、受給資格認定申請書（第 1 号様式）により、区長に申請しなければならない。

(支給の決定)

第 4 条 区長は、前条の申請を受理したときは、受給資格の有無について必要な調査を行い、受給資格があると認めるときは、タクシー利用料若しくはリフト付タクシー利用料又は両方を助成する。

(支給期間)

第 5 条 タクシー利用料及びリフト付タクシー利用料の助成は、受給資格認定申請書により申請した日の属する月から資格要件の消滅した日の属する月まで支給することとする。ただし、支給期間の開始は年度を越えて遡及しないものとする。

(助成の方法、時期)

第 6 条 新宿区福祉タクシー利用券（第 2 号様式。以下「福祉タクシー利用券」という。）については、月額 3,500 円分を、新宿区車いす利用券（第 3 号様式。以下「車いす利用券」という。）及び新宿区ストレッチャー利用券（第 4 号様式。以下「ストレッチャー利用券」という。）については、申請者の希望により、どちらか一方又は両方を一人月各 2 枚の割合で翌年度一年分を毎年 3 月末に交付する。ただし、年度内に新たに受給資格の認定を受けた者（以下「受給資格認定者」という。）については、申請月から年度末までの月数に応じた枚数を随時交付するものとする。

- 2 車いす利用券は乗車予約、迎車に係る料金を助成し、ストレッチャーの利用券は乗車予約、迎車及びストレッチャーの使用に係る料金を助成するものとする。また利用券の助成の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 車いす利用券1枚あたりの助成額は、関東運輸局による「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」（平成14年1月17日公示）及び「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（福祉輸送サービスに限る。）に関する制度について」（平成18年11月30日公示）に基づき、事業者ごとに定められた乗車予約及び迎車に係る料金（以下「乗車予約及び迎車に係る料金」という。）を助成する。
- (2) ストレッチャー利用券1枚あたりの助成額については、乗車予約及び迎車に係る料金と事業者ごとに協定により定めたストレッチャー利用料を助成する。

(利用券の使用)

第7条 福祉タクシー利用券、車いす利用券及びストレッチャー利用券（以下「福祉タクシー利用券等」という。）を使用するときは、区長が協定を締結したタクシー事業者の車を利用しなければならない。

- 2 受給資格認定者以外の者は、利用券を使用することができない。ただし、受給資格認定者の付添いとして同乗することは可とする。
- 3 車いす利用券及びストレッチャー利用券はリフト付タクシー利用時のみ使用可とする。福祉タクシー利用券としては使用することができない。
- 4 車いす利用券、ストレッチャー利用券についてはそれぞれ1回あたり1枚の利用とする。
- 5 車いす利用券又はストレッチャー利用券を使用した時の運賃については、福祉タクシー利用券を使用することができる。

(乗車料金)

第8条 タクシー利用料の助成は使用した福祉タクシー利用券の券面に記載された金額とし、それを超えた金額については受給資格認定者の負担とする。

(自動車燃料費助成との切替え等)

第9条 自動車燃料費の助成からタクシー利用料の助成へ切替えを行う場合は、自動車燃料費の助成を受けていない申請月以降からの切替えとする。また、タクシー利用料の助成から自動車燃料費の助成へ切替える場合も同様とし、切替えを行う月以降の交付済福祉タクシー利用券を返還することによって切替えが完了するものとする。

- 2 リフト付タクシー利用料の助成と自動車燃料費の助成は併給できるものとする。

(利用券の再交付)

第10条 福祉タクシー利用券等は、再交付しない。ただし、破損・汚損による場合は現物を返還することにより再交付するものとする。

(受給資格の消滅)

第11条 タクシー利用料の受給資格については、受給資格認定者が次の各号のいずれかに該当したときは消滅する。

- (1) 死亡したとき
 - (2) 第2条第1項第1号及び第2号に規定する要件を備えなくなったとき
 - (3) タクシー利用料の助成を辞退したとき
 - (4) 自動車燃料費の助成を受けることになったとき
 - (5) 受給資格を取り消されたとき
- 2 リフト付タクシー利用料の受給資格については、受給資格認定者が次の各号のいずれかに該当したときは消滅する。
 - (1) 死亡したとき
 - (2) 第2条第2項に規定する要件を備えなくなったとき
 - (3) リフト付タクシー利用料の助成を辞退したとき
 - (4) 受給資格の認定を取り消されたとき

(利用券の返還)

第12条 区長は、福祉タクシー利用券等の交付を受けた受給資格認定者が次の第1号から第3号のいずれかに該当したときは、既に交付した福祉タクシー利用券等を返還させ、かつ、当該返還させるに至った日以降の新たな交付を一時停止、又は中止することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により福祉タクシー利用券等の交付を受けた場合
- (2) 交付された福祉タクシー利用券等を第7条第2項に違反して使用した場合
- (3) 交付された福祉タクシー利用券等を第三者に売却又は譲渡した場合
(受給資格認定の取消)

第13条 交付された福祉タクシー利用券等を偽造・複製して使用した場合は、取得していた資格の認定を取り消す。

(届出)

第14条 受給資格認定者は次の各号のいずれかに該当するときは、受給資格変更・喪失届書（第1号様式）により、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

- (1) 住所を変更したとき。
- (2) 第11条各号のいずれかに該当したとき。ただし、同条第1項第5号及び第2項第4号は除く。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成3年2月20日2新保管第2163号）

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年2月24日3新保管第2135号）

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年2月23日4新保管第2159号）

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成8年2月9日7新福障第1415号）

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成10年2月16日9新福障第1448号）

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年2月5日10新福障第1531号）

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年2月14日11新福障第1548号）

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月11日19新福障経第1960号）

この要綱は、平成20年3月25日から施行する。

附 則（平成20年9月25日20新福障経第1013号）

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成21年1月29日20新福障経第2001号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月24日22新福障経第2060号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年1月4日23新福障経第1653号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年1月11日24新福障経第1750号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成 26 年 1 月 23 日 25 新福障経第 2207 号）

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 2 月 28 日 29 新福障経第 2194 号）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年 3 月 1 日から適用する。